

○ 輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業

【令和4年度一般予備費 10,013百万円】

＜対策のポイント＞

ウクライナ情勢等に関連して価格が高騰している輸入食品原材料を使用している食品製造業者等に対し、**国産小麦・米粉等への原材料の切替、価格転嫁に見合う付加価値の高い商品への転換や生産方法の高度化による原材料コストの抑制等**の取組を緊急的に支援します。

＜政策目標＞

- 食料の安定供給、国民生活への影響緩和
- 円滑な価格転嫁と賃上げ原資の創出

＜事業の内容＞

ウクライナ情勢等に関連して価格が高騰している食品原材料について、食品製造業者等の以下の取組を臨時的に支援します。

1. 原材料を切り替えた新商品等の生産・販売（価格転嫁に見合う付加価値の高い新商品の開発を含む）

- （例）
- 輸入小麦から米粉・国産小麦への切替（「もちり感」のある米粉パンの開発）
 - 輸入大豆から国産大豆への切替（地域色ある国産大豆を使用しPR）

2. 原材料の使用コストを削減した新商品等の生産・販売、新たな生産方法の導入

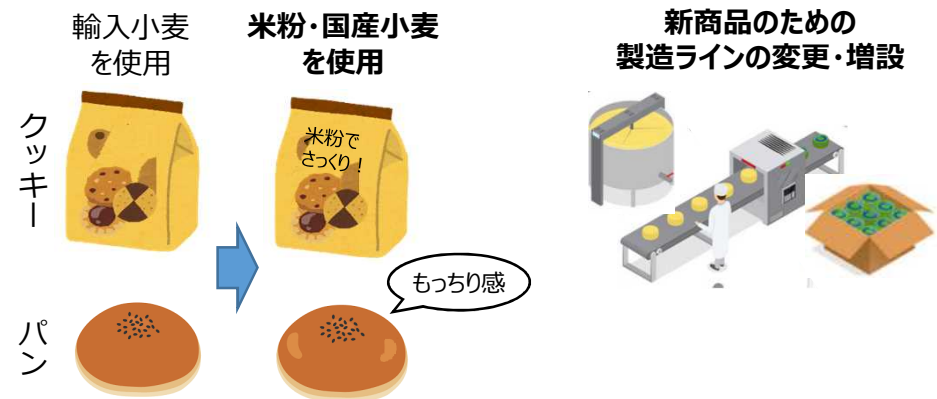
- （例）
- 原料混合比率の変更（そば等）
 - ノンフライ製法への転換
 - 揚げ油の劣化防止装置の導入

あわせて、国内で自給可能である米の消費促進や、円滑な価格転嫁に資する情報発信を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【支援対象経費】

- ・原材料切替のために必要な調査
- ・新商品等の開発
- ・原材料切替に伴う機械・設備の導入
- ・製造ラインの変更・増設
- ・食品表示の変更に伴う包材・資材の更新
- ・新商品（高付加価値化を含む）PR費
- ・新商品（主食用）の販売促進期間における原材料費

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（03-6744-1869）

<対策のポイント>

国際的に穀物の供給懸念が生じ価格が高騰する中、輸入依存度が高い小麦の安定供給体制を緊急的に強化するため、生産面において**作付けの団地化、営農技術・機械の導入等を支援**するとともに、流通面において**一時保管等の安定供給体制の構築を支援**します。

<政策目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加（76万トン→108万トン）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国産小麦産地生産性向上事業

1,233百万円

国産小麦等の安定供給体制を緊急的に強化するため、**作付けの団地化や営農技術・機械の導入等**と併せて**作付拡大**を支援することにより、水田における麦生産をソフト・ハードの両面から推進します。

1. 国産小麦産地生産性向上事業

作付けの団地化の推進



団地化推進に向けた話し合い等の必要経費を支援

営農技術・機械の導入等の支援



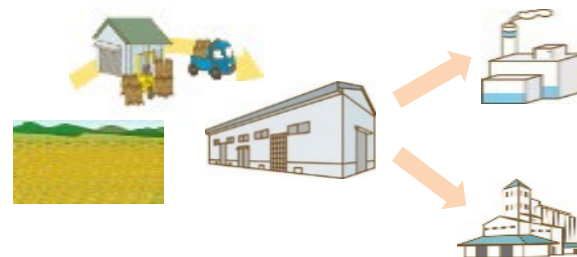
- ・ 営農技術の導入（最大15,000円/10a）
- ・ 機械の導入（1/2以内）
- と併せて行う作付拡大を支援（10,000円/10a）

2. 国産小麦供給円滑化事業

1,241百万円

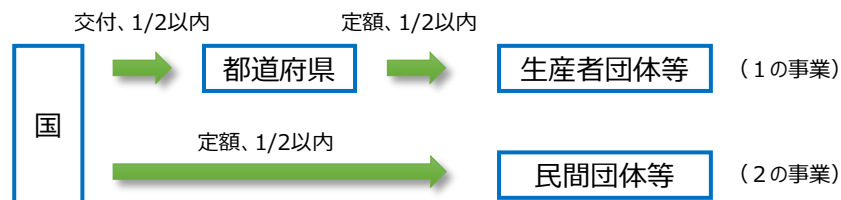
国産小麦等の供給を円滑化するため、実需者における国産小麦等の**一時保管等の支援**を通じた安定供給体制の構築を支援します。

2. 国産小麦供給円滑化事業



- ・ 実需者における国産小麦等の一時保管等の支援

<事業の流れ>



問い合わせ先：

(1の事業) 農産局穀物課 福田 内線(4768)、直通(03-6744-2108)

(2の事業) 農産局貿易業務課 藤田 内線(5026)、直通(03-6744-9531)

国産小麦供給体制整備緊急対策事業 説明資料

令和 4 年 5 月

農産局穀物課

＜対策のポイント＞

国際的に穀物の供給懸念が生じ価格が高騰する中、輸入依存度が高い小麦の安定供給体制を緊急的に強化するため、生産面において**作付けの団地化、営農技術・機械の導入等を支援**するとともに、流通面において**一時保管等の安定供給体制の構築を支援**します。

＜政策目標＞ [平成30年度→令和12年度まで]

○ 小麦生産量の増加（76万トン→108万トン）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 国産小麦産地生産性向上事業 1,233百万円

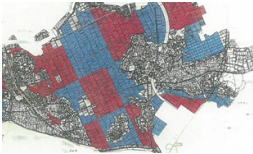
国産小麦等の安定供給体制を緊急的に強化するため、**作付けの団地化や営農技術・機械の導入等**と併せて**作付拡大**を支援することにより、水田における麦生産をソフト・ハードの両面から推進します。

2. 国産小麦供給円滑化事業 1,241百万円

国産小麦等の供給を円滑化するため、実需者における国産小麦等の**一時保管等の支援**を通じた安定供給体制の構築を支援します。

1. 国産小麦産地生産性向上事業

作付けの団地化の推進



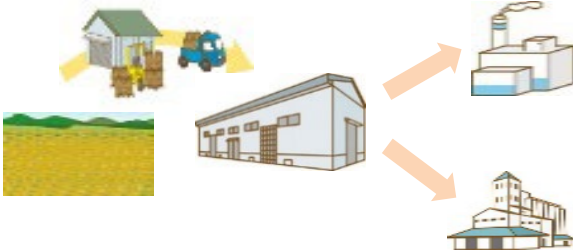
営農技術・機械の導入等の支援



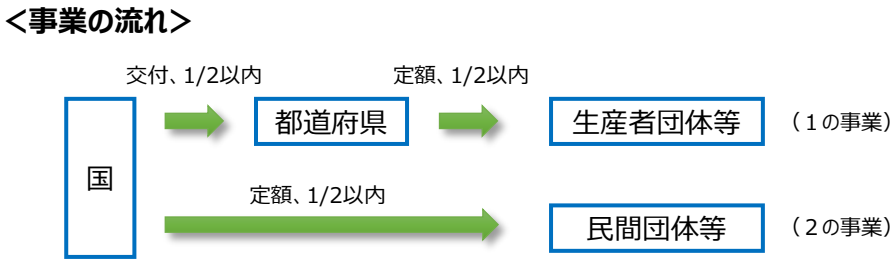
団地化推進に向けた話し合い等の必要経費を支援

- ・ 営農技術の導入（最大15,000円/10a）
- ・ 機械の導入（1/2以内）
- と併せて行う作付拡大を支援（10,000円/10a）

2. 国産小麦供給円滑化事業



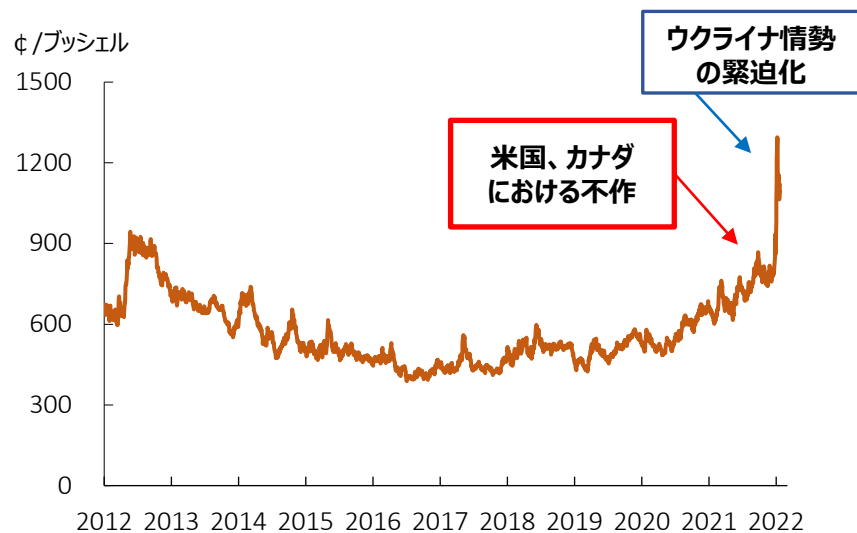
- ・ 実需者における国産小麦等の一時保管等の支援



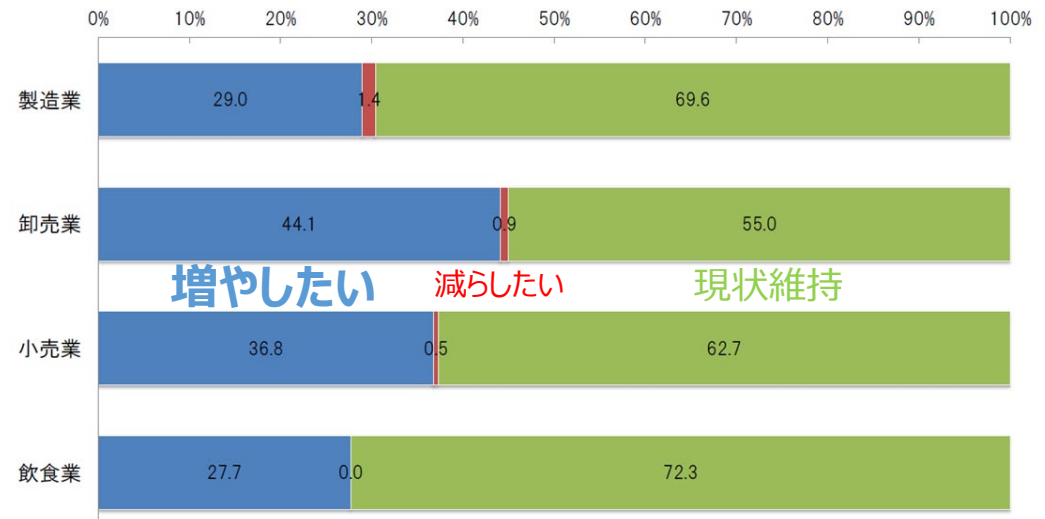
国産小麦供給体制整備緊急対策事業

- 小麦の国際価格は、**北米産の不作等**に加えて、**ロシアのウクライナ侵攻**により、両国からの小麦等の供給懸念が高まったことで、高い水準で不安定な動きとなっている。このような中、食品関連企業において、**原料を外国産から国産に切り替える機運が高まっている**。

○ 小麦の国際価格の推移



○ コロナ下における国内産地との取引に関する食品関係企業への意向調査



資料：日本政策金融公庫「食品産業動向調査（令和2年7月）～新型コロナウイルス感染症拡大の影響、国内産地との取引について～」(2020年9月)

国産小麦の安定供給体制を緊急的に整備

国産小麦産地生産性向上事業（対象作物、採択要件）

- 国産小麦産地生産性向上事業では、こうした情勢の急変を踏まえ、国産小麦等の安定供給体制を緊急的に強化するため、**水田における麦生産の高位安定化**に向けた取組をソフト・ハードの両面から支援。
- 「緊急的な措置」という事業の趣旨を踏まえ、**既存の事業と比較して、採択要件を簡略化**。

対象作物

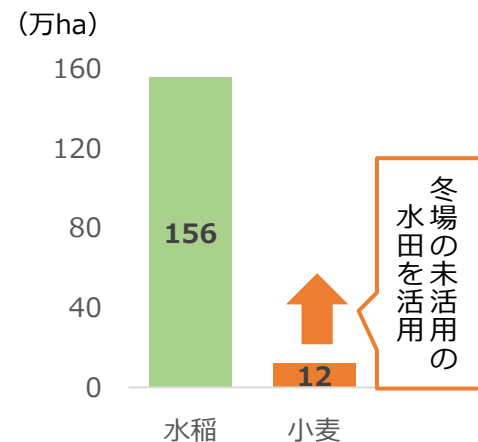
- 水田に作付ける令和5年産**小麦**及び**大麦**

- ・ 麦の生産拡大を推し進めるには、**活用されていない冬場の水田において、水田裏作として、新たな麦の作付けを支援**することが有効。
- ・ 大麦は、小麦の代替使用ができることから、支援対象に含める。

採択要件

- **作付けの団地化**に向けた取組を行うこと。
- 団地化率の向上、単収向上、作付面積拡大等の**成果目標を設定**すること。

○ 水田における小麦の作付面積（R3）



<ポイント①> 緊急的な措置のため、「麦・大豆産地生産性向上計画」の作成は求めません。

国産小麦産地生産性向上事業（支援内容）

- 国産小麦産地生産性向上事業では、麦栽培の**生産性を向上させるための取組を支援**するとともに、営農技術や機械の導入を行った場合に、**麦の作付拡大面積に応じて10,000円/10aを助成**。
- 生産拡大と技術導入を同時に行うことで収益性を高め、**高度な麦生産の定着を図る**。

支援内容

○ 地域農業再生協議会や農業者団体への支援

- 1 団地化に向けた話し合い等の支援（定額）
- 2 **営農技術導入支援**（最大15,000円/10a）・・・
- 3 **機械・施設の導入支援**（1/2以内）
- 4 **生産拡大支援**（10,000円/10a）
※ 2 or 3 に取り組む場合に限ります。

**<ポイント②> 麦の生産拡大面積に応じて
10,000円/10aを助成します。**

○ 都道府県、市町村への支援

麦の生産拡大の推進に必要な実需者との意見交換会の開催、技術指導マニュアルの作成等を支援。（1/2以内）

- 作付けの団地化に取り組むことに加えて、以下のメニューに取り組んだ場合に最大15,000円/10a支援（**複数選択可**）

- (1) **湿害対策技術**（2,000円/10a）
- (2) **高度湿害対策技術**（3,000円/10a）
- (3) 効率的播種技術（5,000円/10a）
- (4) カットブレイカーによる心土破碎等の先進技術（10,000円/10a）
- (5) 土壌診断（5,000円/10a）
- (6) 品種・地域に応じた最適な追肥（3,000円/10a）
- (7) 需要に応じた新品種の導入（7,500円/10a）
- (8) 畑地化に向けた新規輪作体系の確立（7,500円/10a）
- (9) 土壌改良材等を活用した土づくりの推進（3,000円/10a）
- (10) 化学肥料の低減（1,000円/10a）
- (11) 化学農薬の低減（1,000円/10a）
- (12) **ドローンによる生産性の高度化・省力化**（5,000円/10a）
- (13) 畔抜き等のブロックローテーションに係る取組（4,500円/10a）
- (14) **水田裏作麦の導入のための品種転換等**（3,500円/10a）
- (15) **地域特認技術**（上限15,000円/10a）

国産小麦産地生産性向上事業（営農技術の導入支援）

- 営農技術の導入支援では、作業や資材の掛かり増し経費の1/2に相当する額を支援。
- 地域の実情に応じて、**15の技術の中から生産性の向上に必要なものを組み合わせて導入**することで、**最大15,000円/10aの支援**が受けられる。

○ 湿害対策

- ・ 麦の単収や品質が安定しない主な原因は「湿害」。
- ・ 弾丸暗渠の施工、心土破碎、深耕などの排水対策を組み合わせて実施することで、更なる単収・品質の向上が見込まれる。



心土破碎

○ ドローンを用いた生産の高度化・省力化

- ・ 1 経営体への農地集積に伴い、農地が分散し、作業負担が増加。
- ・ ドローンを用いた農薬散布などにより、効果的・効率的な作業が可能となり、作付面積の拡大や適期作業による生産性の向上が可能。



ピンポイント
農薬散布

○ 水田裏作麦の導入のための品種転換等による作付体系の確立

- ・ 水田で新たに麦を作付ける場合、麦の作期を考慮した作付体系の確立が必要。
- ・ 新たに麦を導入するために表作の品種転換を行う場合、その取組を支援。



生育
センシング

○ 地域特認技術

- ・ 地域によっては適切な時期の追肥や病虫害防除等により多収が見込まれる。
- ・ 地域特有の課題解決を図る取組を都道府県が設定でき、地域の実情に応じた効率的な生産性の高度化を図る。

<ポイント③> **新規の技術導入**の場合は**優先採択**。

※ 麦の経営面積（交付対象農地）の半分以上で新たに営農技術を導入する場合、麦の全経営面積を支援対象とします。

国産小麦産地生産性向上事業（採択基準）

○ 本事業に取り組む場合は、団地化率の向上、作付面積の拡大、単収の向上などの**成果目標を設定し、採択ポイントの合計が15ポイント以上**となるように事業実施計画を作成。

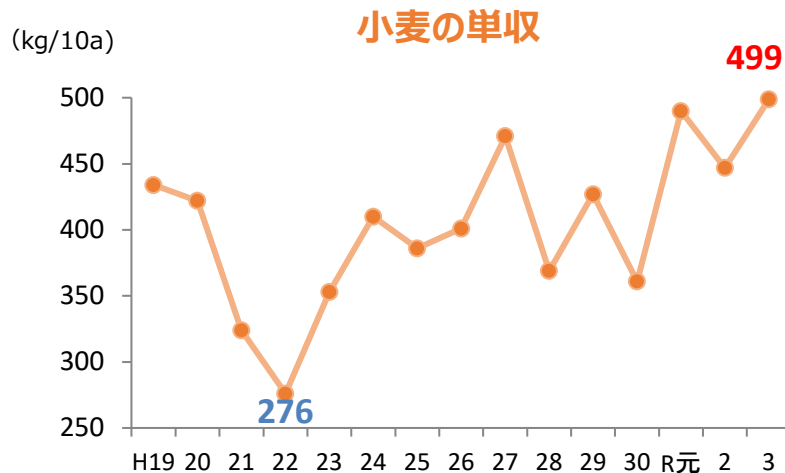
区分	成果目標	成果目標の基準・ポイント	
		下限	ポイント
A 団地化	・ 団地化率の向上 ・ 団地化面積の向上 } 1 つ選択	1%以上 1%以上	1 ～ 10P
B 生産拡大	・ 作付面積の拡大 ・ 単収の増加 } 1 つ選択	2%以上 4%以上	4 ～ 20P
C 加算	・ 需要に応じた品種への転換	4%以上	1 ～ 5 P
	・ 労働時間の削減	7%以上	1 ～ 5 P
	・ 圃場の畑地化を目指した事業計画を策定した場合	-	10P
	・ 団地化率が80%以上の場合	-	5 P
	・ 食品製造業者からの要望に応えるための栽培管理や品質分析等を行う場合	-	5 P
	・ 新たに営農技術の導入に取り組む場合	-	20P

採択ポイント（A+B+C） = 最大80P

国産小麦供給円滑化事業（背景、構成）

- 小麦の単収は年産変動が大きく、**実需者からは安定供給が強く求められている**。国産への原料の切り替えを進めていくためには、小麦の安定供給体制を整備する必要がある。
- このため、国産小麦供給円滑化事業では、**実需者による国産小麦の一時保管や保管施設の整備を支援**。

背景



国産麦の利用拡大に向けては、生産面の支援だけでなく、**供給を安定化するための取組を支援**する必要がある。

事業の構成

国産小麦供給円滑化事業

国産小麦供給円滑化対策

… 実需者における国産麦の**一時保管経費**を支援

国産小麦安定供給強化対策

… 国産麦の安定供給に向けた**保管施設の整備**を支援

国産小麦供給円滑化対策（支援対象、支援内容、補助単価）

- 国産小麦供給円滑化対策では、国際価格高騰の影響を緩和しつつ、輸入依存度を引き下げる観点から、**実需者等が産地から小麦等を引き取る際の運搬費、保管経費等を支援**することにより、安定供給体制の構築を図る。

支援対象

- 実需者等が令和4年4月1日以降に購入した令和3年産民間流通麦のうち、都道府県ごとに設定した一定の幅を超えた小麦等であること。
- 実需者等が国産小麦のみを原料としている需要者（国産小麦の需要量が1千トン未満の者に限る）又は固有用途需要者（国産小麦の需要量が1千トン未満の者に限る）である場合には、令和3年産民間流通麦の契約数量の範囲内であって、令和4年4月1日以降に購入した小麦等であること。

支援内容

- 対象麦の数量を上限として、小麦等の倉庫での保管料。
- 産地倉庫から実需者等の倉庫等への運搬費。
- 産地倉庫からの運搬に係る荷役料。

補助単価・補助率

- 保管料：定額（1/2相当：107円（1期）/ト）
- 運搬費・荷役料：1/2以内

＜注意点＞ 自社倉庫で保管した保管料及び令和4年9月30日（北海道産麦については、令和4年10月31日）までに産地から運搬を完了できなかった小麦等の運搬費と荷役料は支援の対象外となりますので、ご注意ください。

国産小麦安定供給強化対策（対象作物、要件、支援内容）

- 国産小麦安定供給強化対策では、国際価格高騰の影響を緩和しつつ、輸入依存度を引き下げる観点から、**豊凶変動に対応し、凶作時であっても安定して供給できる体制づくりを支援する。**

対象作物

- 国産の**小麦**及び**大麦**

採択要件

- **安定供給計画**を含む事業実施計画を作成すること。
- 受益地における**国産麦の収穫量、集荷数量を増大させ、一定数量を保管**すること。

支援内容

- 農協等の農業関係機関や実需者を含むコンソーシアムが行う保管施設の新設・改修を支援。
- 補助対象経費の1/2を支援（補助金の上限額は3億円）。

<ポイント④> 保管施設の整備と一体的に行う**処理加工施設※の整備も支援対象**となります。

※ 製粉機、製パン機、製麺機、冷凍機、乾燥機等が処理加工施設の対象となります。

国産小麦安定供給強化対策（採択基準）

- 本事業に取り組む場合は、生産拡大、安定供給体制の確立、保管効率などの**成果目標を設定し、採択ポイントの合計が15ポイント以上**となるように事業実施計画を作成。

区分	成果目標	採択基準・ポイント	
① 生産拡大	・ 整備する保管施設に出荷する農業者が生産する 麦の収穫量の増加割合	10%以上	10
		8 %以上	8
		6 %以上	6
		4 %以上	4
		2 %以上	2
		2 %未満	1
② 安定供給体制の確立	・ 取扱数量に占める安定供給を目的とした数量割合	10%以上	10
		8 %以上	8
		6 %以上	6
		4 %以上	4
		2 %以上	2
		2 %未満	不採択
③ 保管効率	・ 整備する保管施設の目標年度における保管量当たりの事業費 (事業費(円)／保管量(t))	10万円未満	5
		10万円以上15万円未満	4
		15万円以上20万円未満	3
		20万円以上25万円未満	2
		25万円以上	1
④ 公益性	・ 安定供給計画に位置付ける実需者の数	50社以上	5
		30社以上	4
		20社以上	3
		10社以上	2
		10社未満	1

採択ポイント（①＋②＋③＋④）＝ 最大30P



国産小麦産地生産性向上事業の概要

外国産小麦から国産小麦への切替えを推進するため、
小麦の単収や品質の向上、生産拡大を支援します！



農林水産省
令和4年5月

事業の趣旨

- 小麦の国際相場は、北米産の不作等に加えて、ロシアのウクライナ侵攻により両国からの小麦等の供給懸念が高まったことで、高水準での不安定な動きとなっています。小麦の国内需要の大半を輸入に依存している我が国においては、国際的な供給懸念や価格高騰の影響を受けやすい構造にあり、食品関連企業においても、原料を外国産から国産に見直す気運が高まっています。
- 本事業では、この機会をとらえ、外国産麦から国産麦への切り替えを推進するため、生産性の向上に必要な営農技術及び機械の導入を支援するとともに、これらと同時に生産拡大を推し進めることにより、産地の生産体制を強化し、国産麦の安定的な供給体制の構築を図ることを目的とします。

対象作物

- 水田に作付ける令和5年産**小麦**及び**大麦**
 - ・ 麦の生産拡大を推し進めるには、活用されていない冬場の水田において、**水田裏作として、新たな麦の作付けを支援**することが有効。
 - ・ 大麦は、小麦の代替使用ができることから、支援対象に含めます。

採択要件

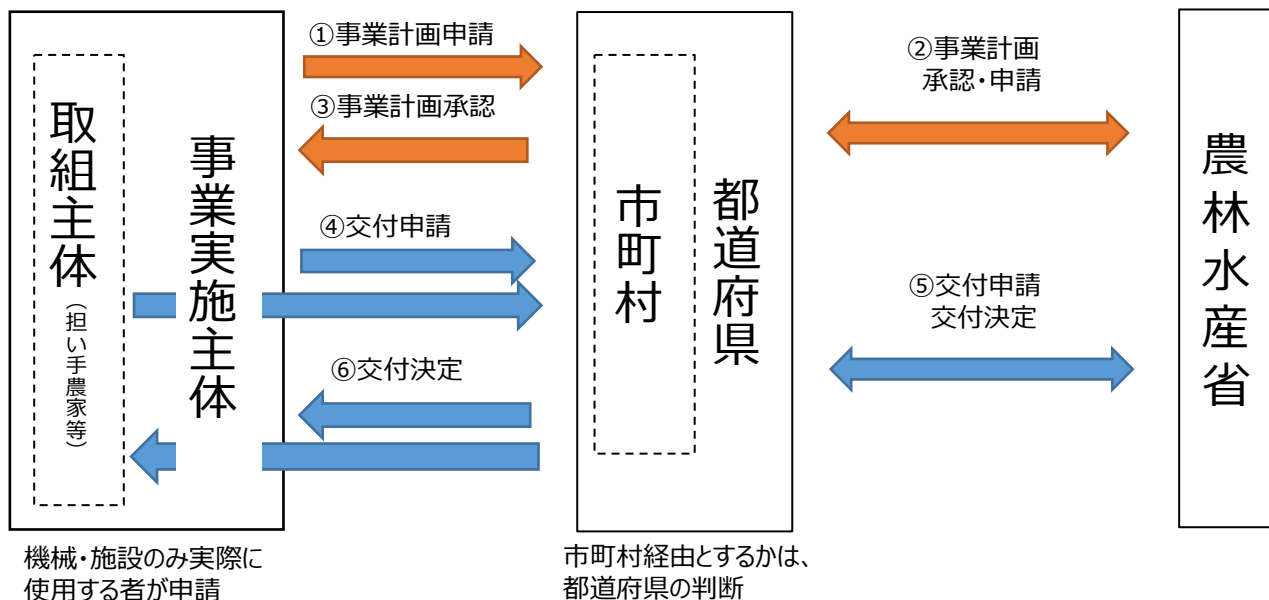
- **作付けの団地化**に向けた取組を行うこと。
- 団地化率の向上、単収向上、作付面積拡大等の**成果目標を設定**すること。

支援内容

- 地域農業再生協議会や農業者団体への支援
 - 1 **団地化に向けた話し合い等の支援**（定額）
 - 2 **営農技術導入支援**（最大15,000円/10a）
 - 3 **機械・施設の導入支援**（1/2以内）
 - 4 **生産拡大支援**（10,000円/10a）
※ 2 or 3 に取り組む場合に限ります。
- 都道府県、市町村への支援

麦の生産拡大の推進に必要な実需者との意見交換会の開催、技術指導マニュアルの作成等を支援。（1/2以内）

事業スキーム



支援内容の詳細

1 団地化に向けた話し合い等

事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を、上限額の範囲内で支援します。

○支援の上限額

50ha未満	: 50万円まで
50ha以上150ha未満	: 100万円まで
150ha以上	: 150万円まで

○対象となる必要経費

- ・ 会議の開催及び出席に要する経費
- ・ ほ場状況の把握等要する経費（日当、時間外手当、消耗品費等）
- ・ 団地化に必要なほ場改修・点検に要する経費（排水柵の修繕に係る役務費、物材費等。他事業で実施するものを除く。）
- ・ 試行的団地拡大に要する経費（地代等）
- ・ 技術習得等の研修に要する経費
- ・ 衛星写真等の購入に要する経費
- ・ 農業コンサルタント等への相談に要する経費
- ・ 団地化地図のデジタル化に要する経費 など

2 営農技術導入

国産小麦等の安定供給に向けた生産性向上のために取り組む以下の営農技術の導入に対し、取組面積に応じて、最大15,000円/10aを支援します。

なお、これら営農技術を新たに導入する場合は、優先ポイントが加算されます。

○対象となる営農技術等

以下の中から15,000円/10aを上限に技術を選択

- (1) 湿害対策技術 (2,000円/10a) ※ 最大2つの技術導入支援を受けることが可能
弾丸暗渠施工、心土破碎、深耕等によるほ場の排水性を改善する技術
- (2) 高度湿害対策技術 (3,000円/10a)
無材穿孔暗渠、有材補助暗渠によるほ場の排水性を改善する技術
- (3) 効率的播種技術 (5,000円/10a)
耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培技術
- (4) 先進技術 (10,000円/10a)
スリット成形播種技術、カットブレーカーによる幅広型心土破碎
- (5) 土壌診断 (5,000円/10a)
ほ場の状況に応じた施肥設計を行うための土壌のpH、N、P、K等の分析を行う取組
- (6) 小麦等の品種に応じた最適な追肥 (3,000円/10a)
生育中後期の追肥を重点化するなど、最適な施肥配分を見直す取組
- (7) 需要に応じた新品種の導入 (7,500円/10a)
需要のある品種や収量性・加工適性に優れる品種を導入する取組
- (8) 畑地化に向けた新たな輪作体系の確立 (7,500円/10a)
水田の畑地化に向け、新たな輪作体系を確立するために畑作物を新規導入する取組
- (9) 土壌改良材や有機資材等を活用した土づくりの推進 (3,000円/10a)
ほ場の状況に応じた酸度矯正資材や有機資材等を施用する取組
- (10) 化学肥料の低減 (1,000円/10a)
化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下にするとともに、前作よりも1割以上低減する取組
- (11) 化学農薬の低減 (1,000円/10a)
化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下にするとともに、前作よりも1割以上低減する取組
- (12) ドローンによる生産の高度化・省力化 (5,000円/10a)
ドローンを利用した広域的な農薬・肥料散布、は種、ほ場センシング
- (13) ブロックローテーションに係る取組 (4,500円/10a)
ブロックローテーションの導入に必要な畦抜き、畦塗り等の取組
- (14) 裏作麦の導入に係る品種転換等による作付体系の確立 (3,500円/10a)
水田裏作として新たに麦を作付けることに伴う表作の品種転換等の取組
- (15) 地域特認技術 (上限15,000円/10a)
地域の環境や農業の実態等を踏まえて設定した営農技術

3 機械・施設の導入（補助率1/2以内）

50万円以上5,000万円未満の下記の機械等を対象とします。なお、リース導入の場合、リース期間は2年以上で法定耐用年数以内の物のみ対象とします。

○対象となる機械・施設

高速播種機、農業用ドローン、コンバイン、乾燥調製施設（乾燥機、色彩選別機）、ブロードキャスター、サブソイラー、ボトムプラウ及びこれらの作業機械を牽引するために必要なトラクター など

4 生産拡大（10,000円/10a）

営農技術導入、機械・施設の導入と併せて、国産麦の生産を拡大する場合に、作付けの増加面積に応じて10,000円/10a助成します。

5 地方公共団体等推進費（補助率 1 /2以内）

都道府県・市町村において、生産拡大を推進するために必要な会議・研修会の開催、技術指導マニュアルの作成、実需者との意見交換会等に係る経費について支援します。

採択

本事業では、限られた予算の範囲内で効率的な執行を図るため、採択に当たっては、ポイント制を採用しています。次のページの「A 団地化」、「B 生産拡大」及び「C 加算」の区分にあるポイントの合計値により順位付けを行い、ポイントの高い事業実施主体から採択します。なお、同ポイントの場合は事業費の低い方を優先的に採択します。

（留意点）

- 「A 団地化」及び「B 生産拡大」の各区分から成果目標を一つずつ選択し、「C 加算」の区分に該当する項目がある場合は、当該ポイントを加算します。
- 現状値は、原則、事業実施年度の前年度とします。
- 次の事項に該当する事業計画は不採択となります。
 - ・ 区分 A 及び区分 B の成果目標ポイントの合計が 0 ポイントの場合
 - ・ 成果目標ポイントの合計が15ポイントに満たない場合

成果目標の基準とポイント

A 団地化（①、②のうちどちらかひとつを選択）			
① 団地化率の向上 ※ 団地化率が現状より向上。		② 団地化面積の向上 事業実施地域において新たに団地化する面積の水田面積に占める割合。	
10P以上	10P	5%以上	10P
8P以上	8P	4%以上	8P
6P以上	6P	3%以上	6P
4P以上	4P	2%以上	4P
2P以上	2P	1%以上	2P
1P以上	1P		
B 生産拡大（③、④のうちどちらかひとつを選択）			
③ 作付面積の拡大 作付面積が現状値と比較して増加。		④ 単収の増加 単収が現状値と比較して増加	
10%以上	20P	20%以上	20P
8%以上	16P	16%以上	16P
6%以上	12P	12%以上	12P
4%以上	8P	8%以上	8P
2%以上	4P	4%以上	4P
C 加算（複数選択可）			
⑤ 需要に応じた品種への転換 実需者と事前契約を結び新規に導入する品種の作付面積が当該作物の作付面積に占める割合の増加。		⑥ 労働時間の削減 10a当たり労働時間を現状値と比較して削減。	
20%以上	5P	15%以上	5P
16%以上	4P	13%以上	4P
12%以上	3P	11%以上	3P
8%以上	2P	9%以上	2P
4%以上	1P	7%以上	1P
⑦ 5年以内の麦ほ場の畑地化を目指した事業計画を策定			10P
⑧ 団地化率が80%以上			5P
⑨ 麦の作付面積に占める基幹作麦の割合が80%以上			10P
⑩ 食品製造事業者が求める国産麦を生産するための栽培管理や品質分析			5P
⑪ 本事業の対象となる営農技術等を新規に導入			20P

※ 団地化率 = 「事業実施地域の交付対象水田において団地化の取組を実施した麦の作付面積」
÷ 「事業実施地域の交付対象水田における小麦等の作付面積」

問い合わせ先

農林水産省 農産局穀物課	全国	03-6744-2108
北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 山梨、長野、静岡	048-740-0409
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4622
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9020
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、 愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6222
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653

農林水産省 農産局 穀物課 麦生産班

 03-6744-2108

 農林水産省
www.maff.go.jp



(令和 4 年 5 月 30 日時点)

国産小麦等産地生産性向上事業 Q & A

令和 4 年 5 月

本 Q&A は、本事業のねらいや考え方を示すとともに、実施要領、交付要綱等の各種規定を補足的に説明するものです。今後、事業執行状況を踏まえ、内容を修正する可能性がありますので、適宜、最新版を御確認ください。

～ 目 次 ～

- 1 全 般
- 2 対象作物・対象経費
- 3 事業実施主体・申請方法
- 4 採択要件・成果目標
- 5 団地化の推進
- 6 営農技術の導入
- 7 機械・施設の導入
- 8 生産拡大の推進
- 9 都道府県推進費

番号	問	答
(1 全般)		
1 - 1	補助金の交付ルートには市町村等を含む必要がありますか。	市町村、都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会の経由は、都道府県で定めることにより選択可能です。
1 - 2	実績報告の際に準備すべき資料(都道府県要綱、国要領にあるもの以外)は他にありますか。	- 支払い経費ごとの内訳を記載した資料や帳簿の写し等の対外的に取組内容を説明できる資料を整理してください。 - また、事業実施主体においては、作業日誌、資材購入伝票、写真等の証拠書類及び会計関係書類（見積書、納品書、請求書、領収書等）を5年間保管ください。
(2 対象作物・対象経費)		
2 - 1	事業実施主体が生産法人等で、将来的に農地購入し、規模拡大する場合、購入予定の農地面積は、現状値に含む必要がありますか。	- 事業実施主体が、農地購入等により規模拡大する場合、現状値にもその農地を含む必要があります。例えば、A 法人が近隣の農業者 B の農地を購入し、規模拡大する場合は、現況の面積についても農業者 B の農地を計上してください。 × 現状：A 法人の経営地 目標：A 法人の経営地+B から購入した農地 ○ 現状：A 法人の経営地+B 氏の農地 目標：A 法人の経営地+B から購入した農地
2 - 2	交付決定までに行う取組については事業対象となりますか。	一般的には、交付決定後（又は交付決定前着手届提出後）の事業のみが対象となりますが、「団地化推進」と「営農技術の導入」については、は種前に、地域における地権者との話し合いや排水対策等の実施が必要なことから、要綱・要領制定日まで遡及が可能です。
2 - 3	基幹作、裏作のどちらも対象となりますか。	基幹作、裏作のどちらも対象となります。

2-4	他事業とあわせて本事業を利用する場合において、本事業の補助対象から除かれるものを教えていただきたい。	- 国の補助事業については全く同一の取組に要する経費として、複数の事業の補助を受けることは二重補助として禁止されています。 - 例えば、排水改善を目的とした機械の導入に対して、本事業と別事業の両方を活用することは出来ません。一方、水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金については、主食用米以外の作物への転換とそれによる魅力的な産地づくりに向けて地域の裁量で対象作物や単価を設定するものであり、掛かり増し経費を支援するものではないことから、原則として本事業との二重補助には当たりません。ただし、各農業者の掛かり増し経費を具体的に特定して、当該経費分のみを補助対象としている場合などは、個別に相談してください。
2-5	本事業と麦豆プロ及び水田リノベ事業は、重複交付が可能ですか。	- 本事業と麦豆プロ及び水田リノベ事業における営農技術導入に対する支援は、いずれも掛かり増し経費相当を補助対象としていることから、同一の技術を選択する形でそれぞれの事業から支援を受けることはできないものとして整理しています。 - 例えば、水田リノベ事業の取組の一つとして「土壌診断等に基づく土づくり」を選択する場合、本事業において「土壌診断及び土づくりの推進」の支援は受けられません。
2-6	先に麦豆プロで交付決定された者が本事業に申請できますか。	国等の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組については助成対象外となります（実施要領第5の2及び3）。このため既に麦豆プロにおいて交付決定されている者が、同一の取組を申請することはできません。
2-7	大麦は本事業の支援対象となりますか。	- 大麦についても、基本的には本事業の支援対象になるものとお考え下さい。ただし、生産拡大支援（10,000 円/10a）については、小麦の代替として使用できない大麦（焼酎用、麦茶用等）を生産拡大したとしても本事業の趣旨に沿った取組とはいえないため、基本的には支援対象にならないものとお考え下さい。 - 一方、小麦の代替として使用可能な大麦（大麦粉等）については生産拡大支援の対象となり得ます（小麦から大麦に転換する場合は、本事業の趣旨に沿った取組とはいえないため、原則として、支援対象にならないものとお考え下さい。）。

2 - 8	令和 5 年産しか対象にならないのでしょうか。	年産に関係なく、事業実施期間中に行う取組が対象となりますので、令和 4 年産についても支援対象になり得ます。
(3 事業実施主体・申請方法)		
3 - 1	本事業はどのような事業実施主体を想定していますか。	集落営農組織等（受益農業従事者のうち常時従事者（150 日以上）が 5 名以上）と地域農業再生協議会を想定しています。なお、複数の事業実施主体が同じ地域を重複して申請することは認められません。
3 - 2	事業実施主体に JA は可能ですか。	地域において JA が主体となって事業を推進することが効率的な場合は、事業実施主体になることが可能です。
3 - 3	1 法人で申請することは可能ですか。	- 常時従事者（150 日以上）が 5 名以上であれば申請は可能です。 - なお、産地内で複数の事業実施主体が申請する場合、申請は場が重複しないよう注意してください。
3 - 4	同一の地域再生協に所属する JA や地区（集落）等がそれぞれ事業実施主体として申請することは可能ですか。	事業実施主体としての要件を満たしており、申請する圃場に重複が無ければ、申請は可能です。
3 - 5	地域農業再生協議会の管内の特定の地区を対象に事業を実施することは可能ですか。	特定の地区のみを対象とした申請でも問題ありません。対象地区を地図等で明確にした上、申請願います。
3 - 6	一つの産地の中で、「団地化の推進」「営農技術の導入」「機械・施設の導入」で事業実施主体が異なっても問題ありませんか。	- 本事業は「団地化の推進」を必須としていますので、全ての事業実施主体は、団地化の推進に取り組む必要があります。 「営農技術の導入」と「機械・施設の導入」は必須ではありませんので、例えば、事業実施主体 A が「団地化の推進」と「営農技術の導入」に取り組み、事業実施主体 B が「団地化の推進」と「機械・施設の導入」に取り組むことは問題ありません。なお、A と B の申請圃場が重複しないこと、事業申請は別々に行うこととしておりますので、ご注意ください。

3 - 7	要領第 2 の 3 にある、「事業実施計画書に取組の中心となる者として位置付ける取組主体」として、農業生産法人や集落営農組織を位置付けることは可能ですか。	可能です。
3 - 8	地域農業再生協議会等ひとつの組織が異なる複数の事業実施計画書を策定することは可能ですか。	1 つの事業実施主体による複数の事業実施計画書の申請を認めると、恣意的に地区割を行い、採択されやすい成果目標を設定することが可能となり、公平性が保てなくなることから、事業実施主体としての申請は、一本にまとめてください。 - なお、本事業においては、受益地が A と B の地区で物理的に離れていても問題はありませんし、予算内であれば、事業実施計画書を変更し、受益地を拡大することも可能です。 - たとえば JA が申請する場合、その支所が実施要領第 2 の 1 の事業実施主体の要件を満たし、単独で事業実施主体となることができる場合は、支所ごとに申請することも可能ですが、その場合は明確に支所ごとに対象地区を区分してください。
3 - 9	地域農業再生協議会が、事業実施計画書において、地域の農業者 A、B、C を機械等の導入を行う取組主体として定めた場合、交付手続の簡素化のために、再生協議会がまとめて交付申請してもいいですか。	- 機械等の導入等に限っては、「取組主体」として、事業実施計画書に取組の中心となる者として記載された者が、個別に交付申請できることとしています。 - 再生協議会の事業実施計画書が承認された場合は、取組主体の事業実施計画書も承認されたとみなし、取組主体が事業実施主体として交付申請していただくことになります。 - 仮に再生協議会が交付申請した場合、申請する者と実際に機械を利用する者が異なり、財産管理等があいまいになることから、このような運用としています。
(4 採択要件・成果目標)		
4 - 1	どのような基準で採択するのですか。	実施要領別表 1 の「A 団地化」及び「B 生産拡大」の成果目標と「C 加算」のポイントを合計し、ポイント上位から予算の範囲内で採択します。

4 - 2	成果目標が、「成果目標の基準」欄に記載されている%・ポイント以下の場合、ポイントをどのように記載すれば良いですか。	0ポイントと記載してください。 - なお、区分 A、B ともに 0 ポイントの場合や、各項目について全く向上していない場合は採択されませんのでご注意ください。
4 - 3	事業計画が不採択とされる成果目標の合計が 15 ポイントに満たない場合とは小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦のそれぞれで 15 ポイントが必要という解釈でよろしいでしょうか。 例えば、小麦 30 ポイント、二条大麦 12 ポイント（平均 21 ポイント）の場合は採択されないという理解でよろしいでしょうか。	- 複数品目を対象として事業を実施する場合には、それぞれの品目で 15 ポイントが必要となりますので、お示しいただいた例については、採択要件を満たしていないとなります。 - なお、成果目標区分のうち区分 A 及び区分 B の成果目標ポイントの合計が 0 ポイントの場合についても、それぞれの品目ごとに判断されることとなります。
4 - 4	現在、麦の作付けを全く行っていない水田の裏作として、新たに麦を作付ける場合、「B 生産拡大」の成果目標のポイント計算はどのように行えばよいですか。	前年の麦の作付けが全くない場合、「B 生産拡大」の成果目標については、「④単収の増加」を選択し、県の平均値または地域の平均値との比較により算出してください。
4 - 5	成果目標年度において、ブロックローテーションにより麦の作付面積が減少する場合は、事業実施期間の最大値を目標値としても良いですか。	成果目標年度において目標値を達成することから、成果目標年度において達成できる目標値を設定してください。
4 - 6	加算ポイントの「5 年以内には場の畑地化を目指した事業計画を策定した場合」について、畑地化する規模の基準（Oa 以上、作付面積の〇割以上等）はありますか。	特段規模の基準は設けていませんが、いつまでに、どのくらいの規模、どのような輪作体系で畑地化を計画しているのか等を具体的に記載した畑地化計画を作成していただくことになります。また、このポイントを加算する場合は、先進的な営農技術の「畑地化に向けた新たな輪作体系の確立」に取り組む必要があります。
4 - 7	加算ポイントの「食品製造業者からの要望に応えるための栽培管理や品質分析等を行う」とば具体的にどのようなものを想定していますか。	- 例えば、タンパク質含量を上げるために生育の中後期に追肥するなどの栽培管理を行うことや、収穫された麦の灰分やタンパク質含率を分析するなど、食品製造業者が求める品質の麦を生産するための取組を想定しています。 - 事業実施計画書には、食品製造業者名、食品製造業者から求められる品質、その品質を実現するために行う取組内容等を具体的に記入し、関連する資料を添付してください。

4 - 8	加算ポイントの「新規で別表 3 の営農技術導入に取り組む場合」について、どのような場合に加算対象となりますか。	- 新たに営農技術を導入する面積のみを対象として営農技術の導入支援の申請をする場合に、20 ポイントの加算を受けられることとしています。 - 本事業では、要件を満たせば既に営農技術導入に取り組んでいる面積も含めて支援対象とする仕組みとしていますが、これよりも、新たに営農技術を導入し、更なる生産性の向上を目指す事業実施主体を優先的に採択するという趣旨です。 - また、「湿害対策技術」として弾丸暗渠が導入されている地域で新たに心土破碎に取り組む場合、心土破碎については新規の取組として加算の対象になり得ます。
4 - 9	令和 3 年産麦の単収が極端に高い水準になりました。成果目標の現状（基準年度）に令和 3 年産麦の単収を設定すると目標の達成が非常に難しくなると見込まれますが、何らかの工夫はできますでしょうか。	- 成果目標の現状については、原則、現在把握できる最新のデータを記載いただようお願いいたします。 - ただし、平年と比較して単収が極端に高い又は低い場合等、7 中 5 平均（7 年間の実績がない場合は 5 中 3 等）として成果目標の現状を設定いただいて構いません。その場合、事業実施計画書の第 3 の（1）の備考欄にその旨を記載いただくとともに、極端に高い又は低いと判断する根拠をお示しください。
4 - 10	実施要領別表 1 の成果目標等のポイントについて、「B 生産拡大」は品目ごと、「A 団地化」「C 加算」は麦類全体で算定することとなっていますが、小麦も大麦も作付けし、小麦しか申請をしない場合、「A 団地化」「C 加算」も小麦の作付面積のみで算定すべきでしょうか。	- 小麦しか申請しない場合であっても、「A 団地化」や、「C 加算」のうち⑧「現状の小麦等の団地化率が 80 % 以上」、⑨「現状の小麦等の作付面積のうち基幹作麦の占める作付面積割合が 80 % 以上」については、小麦と大麦とをまとめて算定することとなります。 - その他の成果目標については、申請する品目で算定してください。 <参考> 実施要領別表 1 の「小麦等」は麦類全体、「対象作物」は麦種ごとを意味しています。
4 - 11	加算ポイント⑤「需要に応じた品種への転換」について、「新規に導入する品種」とあるので、現状の作付面積は 0 の場合のみ加算対象となるということでしょうか。	- 初めて作付けする品種が対象です。 - このため、現状は 0 % であり、目標において導入品種の面積が当該品目の作付面積に占める割合が 4 % 以上となることを想定しています。
(5 団地化の推進)		
5 - 1	「団地化の推進」において上限額の算定に使う面積の考え方を教えてください。	団地化の推進は、地域の水田面積の大小によりそこに係る経費や労力が異なることから、水田面積に応じて上限額を設定しています。

5 - 2	「団地化の推進」については、既に自主的に取り組んでおり、追加の経費が必要無いのですが、事業で「団地化の推進」への補助を申請しないと、本事業に応募できませんか。	「団地化の推進」の取組が本事業では必須のため、取組内容を事業実施計画書に位置付けていただく必要があります。そのうえで、補助が必要ない場合は、国庫補助金の必要額を0にしてください。 - なお、団地化推進の取組を行った事実（会議の開催通知や議事録）が確認できるよう資料を保管しておく必要があります。
5 - 3	「団地化の推進」に係る支援は、「上限額」として示された額が一律支払われるのですか。	団地化の推進経費は、地域の水田面積に応じて定められた上限額の範囲内で、実際にかかった経費を支援するものです。このため、必要となる経費を算出の上、事業実施計画書において記載し、申請してください。
5 - 4	団地化を推進する際の具体的な経費として、「試行的団地拡大」に係る経費があげられていますが、具体的にどのような場面を想定されていますか。	現在、団地化を行っていない圃場について、団地化への協力を促すために地代相当分を支払うことにより、試行的に団地化の取組を推進し、翌年以降の自発的な団地化につなげるといった活用を想定しています。
5 - 5	団地化の面積要件はありますか。	- 団地化の面積要件については、麦豆プロの考え方を準用していただき、4ha を基本として地域の実情に応じた面積を設定してください。 - なお、団地化の定義については、実施要領別記様式第1号別添の第3の（1）の「事後評価の検証方法」の欄に記載いただくようお願いいたします。 「麦・大豆生産性向上計画」を策定済みの地区においては、当該計画の面積基準に基づく目標設定を基本とします。当該計画の面積基準を使用しない場合は、その理由を整理いただいた上で、個別にご相談ください。
(6 営農技術の導入)		

6-1	営農技術の導入については、事業実施主体全体で同じ内容の技術を導入しなければならないのでしょうか。また、同じ圃場に、同じ技術区分から複数の技術を導入した場合、支援単価はどのように計算すれば良いですか。	- 営農技術の導入については、要領の取組内容に合致する範囲内で、地域の圃場条件にあわせて生産者ごとに取り組む技術が異なっても構いません。また、複数の営農技術を選択することが可能です。 - たとえば「湿害対策技術の導入」において、地域の圃場 100ha のうち、弾丸暗渠に取り組む圃場が 60ha、チゼル深耕に取り組む圃場が 40ha と二つの取組を行うことも可能です。 - 他の技術区分にある技術を選択した場合には、それぞれの単価を足し合わせることが可能です。例えば、「湿害対策技術の導入（支援単価 2,000 円/10a）」にある弾丸暗渠と、「高度湿害対策技術の導入（支援単価 3,000 円/10a）」にある有材補助暗渠を同じ圃場で行う場合、面積当たりの補助額は、2,000 円/10a と 3,000 円/10a を合計した 5,000 円/10a となります。 - なお、事業実施計画書には、具体的に取組内容を記載することとなっていますので、技術を限定して導入するか、幅広く導入するかについては地域で判断してください。 - また、実施主体として選択する助成対象取組の助成単価の合計額（実施要領別記様式第 1 号別添の第 4 の（2）に記載）を 15,000 円/10a 以内にする必要があります。
6-2	排水対策や播種技術を県独自で開発したのですが、それらは対象にはなりません。	- 導入による収量改善等の効果がデータで明らかとなっているとともに、都道府県や市町村が普及している技術であり、支援メニューのうち「湿害対策技術の導入」または「効率的播種技術等の導入」に該当するものについては、以下の要件を満たす場合、支援対象とします。 ① 当該技術が地域で先進的な技術であること ② 効果が研究機関等で実証されていること ③ 当該技術の導入により、従来の営農作業から掛かり増し経費が発生すること ④ 「効率的播種技術等」の技術メニューで申請する場合は当該技術が生産性の向上につながること。 - また、「地域特認技術の導入」として位置付けられる可能性もあります。先進的な技術を都道府県独自に設定する場合は、あらかじめ農政局等とご相談ください。

6 - 3	対象技術として例示されていない技術は、本事業の対象にはならないのですか。	- 明記されている技術と類似の技術については対象となります。判断に迷う場合は農政局等にご相談ください。 - 明記されている技術とは異なる技術については、地域特認技術で対象となる可能性があります。
6 - 4	「需要に応じた新品種等の導入」について、既に産地で栽培している品種についても、生産者が新たに品種切替えにより導入を進めるものは対象になるのでしょうか。	- 実施要領別表3の取組内容の欄の規定（需要のある品種又は収量性若しくは加工適性に優れる品種への切り替え）に合致する取組であれば、前年度から増加した新品種等の導入面積分が支援対象となります。 - また、麦種転換についても、需要のある品種（麦種）への切り替えと認められる場合には支援対象になります。
6 - 5	「畑地化」とは具体的にはどのようなことですか。	水田活用の直接支払交付金の交付対象外となることを「畑地化」とします。
6 - 6	「畑地化に向けた新輪作体系の確立」メニューを使用する要件はありますか。	- 将来的に、農地を畑に転換する計画を立て、その実現に向け、新たな輪作体系の確立を目的とした実証を行う場合が対象となります。 - 事業実施計画書の中に、実証規模、目的、実証結果をどのように畑への転換に活かすのかの計画（何年後にどのくらいの規模で、どのような輪作体系とすることを想定しているのか等）を具体的に記載してください。 - なお、「新たに導入する畑作物」に麦は含まれません。
6 - 7	先進的な営農技術の導入のうち、ある技術の導入（例えば、効率的播種技術の導入）を計画していたが、何らかの理由で取組ができなくなった場合、割り当てられた金額を他の営農技術の導入に充てても良いですか。	- 計画を変更する合理的な理由があり、成果目標の達成に資する営農技術の導入であればかまいませんが、変更に伴う追加の予算配当は行いませんので、留意願います。 - なお、当初計画と異なる技術の導入が、成果目標の達成に資するものか、事前に農政局等へご相談ください。
6 - 8	先進的な営農技術の導入に取り組む場合、弾丸暗渠の施行などは自力施行でなく、全委託により実施できますか。	技術導入については、営農技術を新規導入する場合に、取組面積に応じて定額を支援することになりますので、その手段は特に限定しておりません。

6 - 9	営農技術導入メニューの化学肥料及び農薬の低減の具体的な内容はどのようなものですか。	- 化学肥料もしくは化学農薬の使用量を地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学農薬及び化学肥料の使用状況）以下かつ前作より1割以上低減させる取組となります。 - なお、前作と当年作で違う肥料・農薬を使用する場合は、有効成分やリスク換算等を用いて合理的に低減されていると説明できる場合に対象となり得ます。
6 - 10	化学肥料及び農薬の低減の取組について、作付ほ場が前年と異なっても構わないでしょうか。	問題ありませんが、使用量を10aあたりに換算するなど、前作と比較ができるように整理してください。
6 - 11	地域特認技術の具体的な内容どのようなものですか。	- 各都道府県において、緊急的に水田における麦の生産を拡大するのに必要な取組で、地方農政局等が承認したものを支援の対象とすることを想定しています。 - また、承認に当たっては、以下の要件を満たす必要があります。 ①当該技術が地域で先進的な技術であること ②効果が研究機関等で実証されていること ③当該技術の導入により、従来の営農作業から掛かり増し経費が発生すること - なお、地域特認技術の数について上限を設けることは想定していませんが、助成単価の総額は15,000円/10a以内となります。
6 - 12	地域特認技術の助成単価は、どのように設定すればよいでしょうか。	- 助成単価は地域特認技術の導入に係る直接経費（10aあたり）の1/2となりますので、資材費等の積み上げにより設定してください。 - なお、単価は対外的に説明ができる地域単価を使用していただいて構いませんが、人件費は対象となりません。 - また、助成単価は500円単位（500円未満切り捨て）としてください。
6 - 13	地域特認技術はすでに普及が進んでいる技術でも構わないでしょうか。 また、全国的に普及が進んでいる技術でも構わないでしょうか。	緊急的に水田における麦の生産を拡大するのに必要な技術であれば、全国的に普及が進んでいても構いませんが、地域においては先進的な技術であることが必要です。なお、助成対象は新たに取り組んだ面積のみとなりますので、注意してください。

6-14	「ブロックローテーションに係る取組の実施」について、取組内容の欄に「ブロックローテーションの導入に必要となる」とありますが、新たにブロックローテーションを導入する場合しか対象とならないのでしょうか。	既にブロックローテーションを導入済みのほ場であっても、当該ほ場において、畦抜き、畦塗等に新たに取り組むことで生産性が向上すると見込まれる場合には支援対象となり得ます。
6-15	事業実施主体が地域農業再生協議会の場合、実施要領第5の2の「小麦等の経営面積の半分以上で新たに先進的な営農技術を導入する場合、小麦等の全経営面積を助成対象とする。」の経営面積は、協議会の全経営面積の半分以上と考えるべきでしょうか。それとも、協議会内の各個人の経営面積の半分以上と考えるべきでしょうか。	- 協議会内の個人単位（取組主体単位）で、小麦等の経営面積の半分以上で新たに先進的な営農技術を導入する場合に、小麦等の全経営面積を助成対象とするものとお考え下さい。 - 実施要領別記様式第1号別添の第6（添付書類）の5（その他必要と認める資料）として、助成を希望する営農技術メニューごとに、技術導入する各個人（経営体）の前年度導入面積、今年度導入面積及び全経営面積を記載し、これに基づき個人（経営体）ごとに助成対象面積を算出した根拠資料を作成し、添付してください。
(7 機械・施設の導入)		
7-1	施設整備・機械導入の支援のみ申請できますか。	本事業は、産地の団地化の推進・生産性の向上に必要な施設整備・機械導入を支援するため、団地化の推進の支援の活用が必須となります。
7-2	個人単位での申請は可能ですか。	- たとえば、集落営農組織においては、集落内でコンバインを所有し収穫する者は集落営農組織ではなく、特定の農業者である場合があります。そのような組織の要望に応えるよう、機械・施設の導入支援については、事業実施主体の事業実施計画書において、取組の中心となる者（取組主体）として位置づけられた農業者については、当該事業実施主体が採択された場合、個人単位で交付申請可能とします。 - なお、事業実施主体や市町村・県の判断で、取組主体からの計画提出とその承認が必要と規定しても問題ありません。
7-3	機械・施設の導入について、時期的に終了している作業機械（播種機など）を導入する場合、導入年度に必ず使用しなければなりませんか。	目標達成のために必要な機械等であれば、計画策定年度に導入し、次年度の農作業から使用していただいてもかまいません。

7-4	機械導入の完了とは、機械の納品が終われば完了ですか、それとも当年度の機械使用後に完了となりますか。	- 完了日は機械の使用後ではなく、納品が終わり、完了検査等が終わった場合に完了となります。 - なお、交付決定前着手届により、交付決定前に納品した場合にあっては、交付決定等の事務手続き終了後に事業完了となりますので、ご注意ください。
7-5	機械・施設の導入について、乾燥機と、それを設置し、作業を行う建屋の整備が可能ということですか。	成果目標を達成するために必要であれば、乾燥機を導入することは可能です。また、乾燥機と一体的に整備するものであれば建屋も補助対象となり得ます。
7-6	実施要領で、「事業費が導入する機械等ごとに 50 万円以上 5,000 万円未満であること」とあるが、乾燥機と建屋を一体的に整備する場合については、建屋と乾燥機を別々で 5,000 万円まで計上できるということか。	- 建屋については機械等と一体的に整備することが必要となるため、一式として事業費が 50 万円以上 5,000 万円未満となります。 - なお、建屋のみでは汎用性が高いため補助対象外となります。
(8 生産拡大の推進)		
8-1	事業実施主体が地域農業再生協議会の場合、実施要領第 5 の 4 の「作付けの増加面積に応じて 10,000 円/10a を助成する。」というのは、地域協議会の全面積の増加分で判断すべきでしょうか。それとも各個人の経営面積の増加分で判断すべきでしょうか。	- 地域農業再生協議会内の個人単位で申請できるようにすると、協議会内で作付面積を増減させて助成を受けるといった事案が出かねません。こうした申請を防ぐため、助成対象は「地域農業再生協議会の小麦等の経営面積増加分（営農技術の導入等を行う受益者の経営面積に限らず、地域農業再生協議会の全小麦等経営面積）」とさせていただきます。 - なお、協議会内で助成額をどのように配分するかについては、「営農技術の導入」又は「機械・施設の導入」に取り組むことが生産拡大支援の要件となっていること（交付等要綱別表 1）を踏まえ、あらかじめ合意形成を図っていただくようお願いします。
8-2	小麦の生産拡大（1 万円/10a）について、現状（令和 4 年産）と実施年（令和 5 年産）を比較した際の増加面積でよいでしょうか。	現状（令和 4 年産）と比較して、実施年度（令和 5 年産）において増加する作付面積でお示ください。
8-3	受益地において、大麦から小麦へ、あるいは小麦から大麦へ作付転換する場合、生産拡大支援を受けることができるのでしょうか。	小麦の代替として使用できない大麦（焼酎用、麦茶用等）を小麦に転換する場合は生産拡大の支援対象とすることができます。一方、小麦から大麦に転換する場合は、本事業の趣旨（小麦及びその代替となり得る麦の生産拡大）に沿った取組

	また、事業実施主体が作成する事業実施計画書（別記様式第1号別添）のどこに作付けの増加面積を記載すればよいでしょうか。	とは言い難いため、原則として、支援対象にならないものとお考え下さい。事業の趣旨に沿った転換であることを示す根拠を整理願います。 作付けの増加面積については、実施要領別記様式第1号別添の第2の3に記載いただく欄を設けています。
8－4	地区内外の取組主体としない農家から取組主体へ農地を集積することで面積拡大したと捉えることは可能でしょうか。	取組主体ではない農家の農地であっても、既に麦を作付しているのであれば、当該農地を集積したとしても地域における麦の作付面積は増加しないので、地区内での農地集積では生産拡大とは認められません（本QAの2-1に準拠します。）。
（9 都道府県等推進費）		
9－1	都道府県・市町村が推進のために必要な経費への支援はありますか。	都道府県や市町村において緊急的に麦の生産拡大をするために必要な経費（例：地権者との話し合い、出張旅費、説明会開催経費）について支援します。

輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策スキーム案（事業実施者向け）

【6月下旬目途に公募予定】

○輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策のうち原材料切替等円滑化事業

※消費者の意識醸成や米の消費拡大対策は事業実施主体が直接事業を実施する

補助率 : 1/2 等

詳細については今後決定予定

補助対象者 : ウクライナ情勢等の影響により価格が高騰している輸入食品原材料を使用していること
※別に定めるところにより、その証明ができる者
(1) 食品の加工・製造を行っている事業者（「食品製造業者」という。）又はこれらが組織する団体（経営体としての業種区分に関わらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）
(2) 飲食店その他食事の提供を伴う事業を行っている者又はこれらが組織する団体
(3) (1) 又は (2) に該当する事業実施者とともに事業を実施しようとする者。

支援対象取組 : ・輸入小麦から国産小麦・米粉への切替など、輸入原材料を切替えた又は切替えに必要な新商品等の生産・販売（価格転嫁に見合う付加価値の高い新商品の開発を含む）の取組
・原材料の使用コストを削減した新商品等の生産・販売、新たな生産方法の導入等の取組

支援対象経費 : ・新商品開発費（試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む）、原材料切替等に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新（デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分に限る）、新商品PR費、新商品（主食）の市販段階における原材料費（販売促進のための一定期間）等の一時的経費 等
※原材料費の支援対象は、小売製品の製造又は飲食店等で使用される輸入小麦又はその加工品を国産の米、小麦又はその加工品への切替に限る。支援期間は2ヶ月間以内とする。

補助上限 : 採択1件当たりの補助上限は2億円
（ただし、新商品の市販段階における原材料費の1件当たりの補助上限は上記とは別に1億円とする。）※補助下限は別に定める

農林水産省

補助金

事業実施主体（事務局）民間団体

補助金 1/2 申請

※大企業については、新商品（主食）の市販段階における原材料費の補助率 1/3

食品製造事業者
飲食事業者 等

食品製造事業者 等
+ 食品流通事業者等

新商品等販売

消費者